

【公表の参考様式（管理機関用）】

令和 7 年 4 月 1 日

令和 6 年度 特別の教育課程の実施状況等について

茨城県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
境町立境小学校（外 4 校）	境町教育委員会	公

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果 / 学校関係者評価結果の 公表ウェブサイト名・URL 等
境町立境小学校	https://sakai-e.sakura.ne.jp/wp/
境町立長田小学校	https://nagata-e.sakura.ne.jp/HP/
境町立猿島小学校	http://sashima-e.sakura.ne.jp/HP/modules/d3blog/
境町立森戸小学校	http://morito-e.sakura.ne.jp/HP/modules/d3blog/
境町立静小学校	http://shizuka-e.sakura.ne.jp/HP/modules/d3blog/

2. 特別の教育課程の内容

（1）特別の教育課程の概要

平成 22 年 4 月より実施している特別の教育課程編成による取組の課題を明らかにしながら、英語に慣れ親しみ、英語を用いてコミュニケーションを図ることができる児童を育成する。

第 3～6 学年は特別の教育課程として、総合的な学習の時間を削減して週 1 時間（年間 35 時間）「英語活動」を実施する。

第 3、4 学年においては、外国語活動の学習内容に加え、幅広い表現に触れ、初歩的な「読む」「書く」活動を含め、自分のことについて表現できることを目的とする。

第 5、6 学年においては外国語科の学習内容を踏まえ、英語表現を活用できるようにしていく。「読む」「書く」活動を含め、自分のことや身の回りの事柄について伝え合ったり、発信したりする活動を通して場面に応じて英語を使えるようになることを目的とする。

（2）学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本町では、平成 16 年度より町内の 5 校全ての小学校で、1 年生から 6 年生までの全学年で小学校の英会話活動の研究実践を行った。その後、学習内容を検討し英語活動としての実践を行ってきた。

新学習指導要領の全面実施前から、低学年及び中学年の英語活動に対して、児童生徒、保護者、教員の意識調査を行った。児童生徒、保護者、教員のいずれもこれまでの取組を推進してほしいという結果が得られた。児童、保護者、教員の願いを実現するために、平成 22 年の申請開始時より教育課程の特例措置の申請を行い継続してきた。

本町では、魅力ある町づくりの一環とし、平成 30 年度から、「スーパーグローバルスクール事業」として英語教育に重点を置き、「英語を話せる子どもたちを育成する」ことを目標としている。小学校 1 年生から日常的に英語に触れながら、小中学校 9 年間を通して、実用的な英語力を身に付け、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指している。フィリピンやハワイと友好都市の提携をするなど、国際交流事業も盛んに行われている。

複数の ALT が常駐し、感性豊かな早期の段階（低学年）から、生きた英語に慣れ親しむことにより、主体的に英語に関わり、コミュニケーションを図ろうとする態度の醸成を図る。町独自のテキストを活用し、学年に応じた言語活動の充実を図ることで、英語を用いて自分の考えや気持ちを表現する力を段階的に育成していく。

英語を用いたコミュニケーション能力の向上とグローバル社会に対応できる人材の育成のため、特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある。

（3）特例の適用開始日

平成 22 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日 変更

令和 4 年 4 月 1 日 変更

(4) 取組の期間

令和4年4月1日～

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- | | | |
|---|---|---|
| { | <ul style="list-style-type: none">●計画通り実施できている・一部、計画通り実施できていない・ほとんど計画通り実施できていない | } |
|---|---|---|

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- | | | |
|---|--|---|
| { | <ul style="list-style-type: none">●実施している・実施していない | } |
|---|--|---|

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

本町では、境町学校教育指導の方針において、「外国語教育・国際教育の充実」を学校教育推進の柱の一つとし、「国際社会で活躍できる人材の育成」を取組の重点の一つとして位置付けている。本特例を実施している小学校では、複数のALTが学校に常駐し、学級担任と全時間ティームティーチングを行う英語活動を通し、児童の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めてきた。児童の実態を適切に把握した取組を実施したことで、多くの児童が楽しみながら英語活動に参加し、意欲的に取り組んでいる。また、アルファベットを読んだり書き写したりすることができるようになり、話すことに加え、英語でできることが増えてきた。保護者の方のアンケート結果からは、本取組が保護者の方にも広く周知され、多くの方が本取組の必要性を感じていることが分かる。

一方、自分の気持ちや考えを伝えることや、学習したことを日常生活に生かすことに課題がある。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法第2条5項に「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と目標が掲げられている。本特例を実施している小学校では、ALTが常駐配置されているため、児童は授業以外でも生きた英語を体感したり、異文化に触れたりすることで、自然と他国を尊重する心を育んでいる。

5. 課題の改善のための取組の方向性

4に示す課題を踏まえ、児童1人1人のニーズや興味関心に応じ、個に応じた学習を行っていく。授業者の複数配置を活かして、少人数指導や習熟度別学習の授業を展開できることから、町全体で取り組んでいるSmall TalkやStation Activityをより一層充実させていく。さらに、授業者の指導力向上を図るために、引き続き小中学校間の相互授業参観・研究協議を行う。また、今年度から現地フィリピン人講師と児童による1対1でオンライン英会話レッスンを導入するため、1人1人の英語の発話量の確保が期待できる。そして、児童1人1人の習得状況が異なることから、ALTとデジタル教科書を効果的に活用しながら個々の能力に応じて自分のペースで学ぶことで、自分の気持ちや考えを適切に伝えられるよう、町が目指す姿に迫ることができるようにしていく。

本町の児童が、自分の気持ちや考え、伝えたいこと等、自信をもって発信していくことができるよう、今後も英語教育の推進を図っていく。